

名古屋東労働基準広報

No.705

2024年2月号

令和6年2月1日発行(毎月一日一回発行)
通巻705号



屋久島 ウィルソン株 撮影 古東十朗氏

未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」
“動く”“大器に”“細やかに”「ばね」は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。
わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ、常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



常に時代の一步先を見つめた製品で
豊かな社会を築きます

ばねの東郷



株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知県東郷町大字春木字蛭池1番地
電話(0561)38-1111(大代表)
営業所 大阪・広島・関東
ISO14001認証取得
ISO/TS16949認証取得
<http://www.togoh.co.jp>

出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。

<最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・安全衛生推進者養成講習
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育



上記以外もぜひご相談ください。

名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909

Fax 052-883-3586

E-Mail kyokai@meito-roukyo.jp

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行 年間購読料 3,000円
発行所 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会
電話 052-882-3909 FAX 052-883-3586
(印刷所: 株鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)

目次 CONTENTS

講習会予定表	1	はい、こちらは企業の労働110番です	8
名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況	4	令和5年愛知の死亡災害発生状況	9
愛知県死亡災害速報	4	労働条件ルールが変わります	13
愛知労働局管内死亡災害発生状況	5	令和5年業務改善助成金のお知らせ	15
監督署長のつぶやき	6	集团的労使関係対応セミナー開催	19
新年安全祈願祭を開催	7	求人者マイページのご案内	20



健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クロム・赤外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査

- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、
かんたん・べんり・おいしい

フジパン



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通
7丁目16番1

TEL (052) 821-0010

検診車

胸部検診車、胃部検診車、
乳がん(マンモグラフィ搭載)検診車、
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車



MRI 超伝導1.5T
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



医療法人 松柏会

大名古屋ビルセントラルクリニック

名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号

大名古屋ビルディング9階

TEL (052) 587-0311



国際セントラルクリニック

名古屋市中村区那古野
1丁目47番1号

国際センタービル10階

TEL (052) 561-0633



和合セントラルクリニック

愛知県東郷町大字春木
字白土1-1884

TEL (052) 805-8000



老人保健施設 和合の里

愛知県東郷町大字春木
字白土1-395

TEL (052) 807-1500



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設

医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL (052) 821-0090 (大代表) FAX (052) 824-0655

<http://www.central-cl.or.jp> / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR
REGISTERED
Cert No. 11100
ISO 27001

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診 (じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波 (エコー) 検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

◎人間ドック

☆東海診療所 (名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面 (またはハガキ) 並びに電話 (またはファックス) のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載 (1-13-03) ・作業環境測定機関等名簿登載 (23-44)

一般財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

☎052-602-4747

F A X 052-602-6821

各種講習会のご案内

名古屋東労働基準協会 主催・受付

☆お問合せ・申込は名古屋東労働基準協会へ(052-882-3909)

☆最新情報はホームページをご確認ください

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照
受講料の単位(円)税込み

◆技能講習

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	21.22.26市 27市		17.18.19市 22市		19.20.21市 24市		16,880 17,380	
有機溶剤作業主任者	6.7市	18.19市		8.9市	10.11市		12,480 12,980	
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者		11.12市	15.16市	23.24市			12,480 12,980	

◆登録講習

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
安全衛生推進者養成講習	15.16市		11.12市		6.7市		14,850	
衛生推進者養成講習		4					9,570	
一般建築物石綿含有建材 調査者講習							40,000 45,280	

◆安全衛生法定教育

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
化学物質管理者講習 (1日コース)		1、12市		10市		23市	15,000 17,000	
保護具着用管理責任者	15市	7、8市		9市		22市	15,000 18,500	
テールゲートリフター特別教育 (学科のみ)							8,800 11,800	
安全管理者選任時研修			25.26市				17,800 19,800	
職長等監督者教育(製造業)		7.8市		15.16市	11.12市		14,700 18,800	
職長・安全衛生責任者教育 (建設業)	19.20港						15,500 19,800	
新入社員安全衛生教育			9市				7,020 8,860	
アーク溶接特別教育					18.19.21N		16,800 19,800	
低圧電気取扱特別教育 (実技あり1日コース)		4東			14東		8,350 10,490	
低圧電気取扱特別教育 (実技あり2日コース)	6.7N			14.15N		4.5N	19,800 22,000	
高圧・特別高圧電気取扱 特別教育(学科のみ)							14,250 18,330	

※枠内数字は開催日、記号等は下部注参照
受講料の単位(円)税込み

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
自由研削といし特別教育			23市			19市	9,260 11,610	
プレス作業特別教育	19.21N					9.11N	12,120 15,380	
粉じん作業特別教育	14						7,300 9,200	
酸素欠乏危険作業特別教育							8,400 10,500	
足場の組立て等特別教育			11市				7,100 9,000	
フルハーネス型特別教育		15市	24市	17市	4市		9,500 11,500	
フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育						8	7,700 9,700	
丸のこ等取扱作業従事者教育	5市						7,300 8,900	
振動障害防止のための 安全衛生教育							7,300 8,900	
職長・安全衛生責任者 能力向上教育						24市	8,100 10,100	

◆安全衛生教育等

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
衛生管理者受験準備勉強会 (1種)				13.14市			17,820 22,000	
衛生管理者受験準備勉強会 (2種)				13市			11,610 14,660	

◆無料セミナー・説明会等

事業名	月別							受講料
	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
労務管理研修会							無料	
労災保険実務研修会	14市						無料	
全国安全週間説明会					4市・5商		用品代 2,000	
全国労働衛生週間説明会							用品代 2,000	

注-1) 必要に応じて、変更、追加あり。

注-2) 市：名古屋市工業研究所、港：名古屋港湾会館、金：日本特殊陶業市民会館、N：人材育成センター（製鉄公園内）、
東：東別院会館、商：東郷町商工会館
会場の記載無し：名古屋南労働基準協会2階

注-3) ●は開催予定

2024年4月分

講習会名	月	学科開催日	実技開催日	学科会場	実技会場	会費	申込
フォークリフト運転 (31H)	4月	5	7・14・21	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F小牧	32,650円	
			8・9・10		NSB東海(車×)		
			11・12・15				
		17	19・22・23	トヨタL&F白金			
			24・25・26				
ガス溶接技能	8	13	ポーラ名古屋ビル	トヨタグローバル	13,780円		
酸素欠乏・硫化水素 作業主任者	4月	9・10	11	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル	17,910円	
			12				
		16・17	18				
			19				
		23・24	25				
			26				
有機溶剤作業主任者	4月	3・4		ポーラ名古屋ビル		13,780円	
		17・18					
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者	4月	4・5		ポーラ名古屋ビル		13,780円	
		10・11					
		15・16					
		18・19		アイプラザ半田			
プレス作業主任者	4月	4・5		ポーラ名古屋ビル		13,340円	
はい作業主任者	4月	8・9		ポーラ名古屋ビル		12,895円	
石綿作業主任者	4月	1・2		ポーラ名古屋ビル		13,280円	
		23・24					
鉛作業主任者	4月	2・3		ポーラ名古屋ビル		13,170円	
化学物質管理者講習 (2日)	4月	22・23		ポーラ名古屋ビル		会員 25,000円 非会員 30,000円	

まずは名古屋東労働基準協会へお電話 (052-882-3909) 下さい。

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和5年発生分）

令和5年12月末日現在

業種	12月末日現在		前年同期	業種	12月末日現在		前年同期	
	現	在			累	計		現
内 訳	製造業	6	(1) 96	114	建設業	9	77	(1) 79
	食料品		16	22	運輸交通業	2	50	57
	織維		1	1	陸上貨物業		6	6
	木材・木製品			2	商業	13	158	158
	製紙・印刷		5	6	金融・広告業	4	35	(1) 33
	化学		11	8	保健衛生業	33	295	504
	窯業・土石製品		1	1	接客娯楽業	4	66	55
	鉄鋼・非鉄金属		(1) 2	4	清掃業	4	(1) 48	33
	金属製品	3	25	28	その他の事業	10	92	72
	一般機械	1	8	10				
	電気機械		3	9				
	輸送用機械	1	11	9	合計	85	(2) 923	(2) 1,111
その他の製造	1	13	14					

(注1) 休業4日以上^の死傷病報告受理件数を表す。
(注2) 死亡者数は()内に外数で表わす。(最新把握件数)

死亡災害速報(12月)

愛知労働局

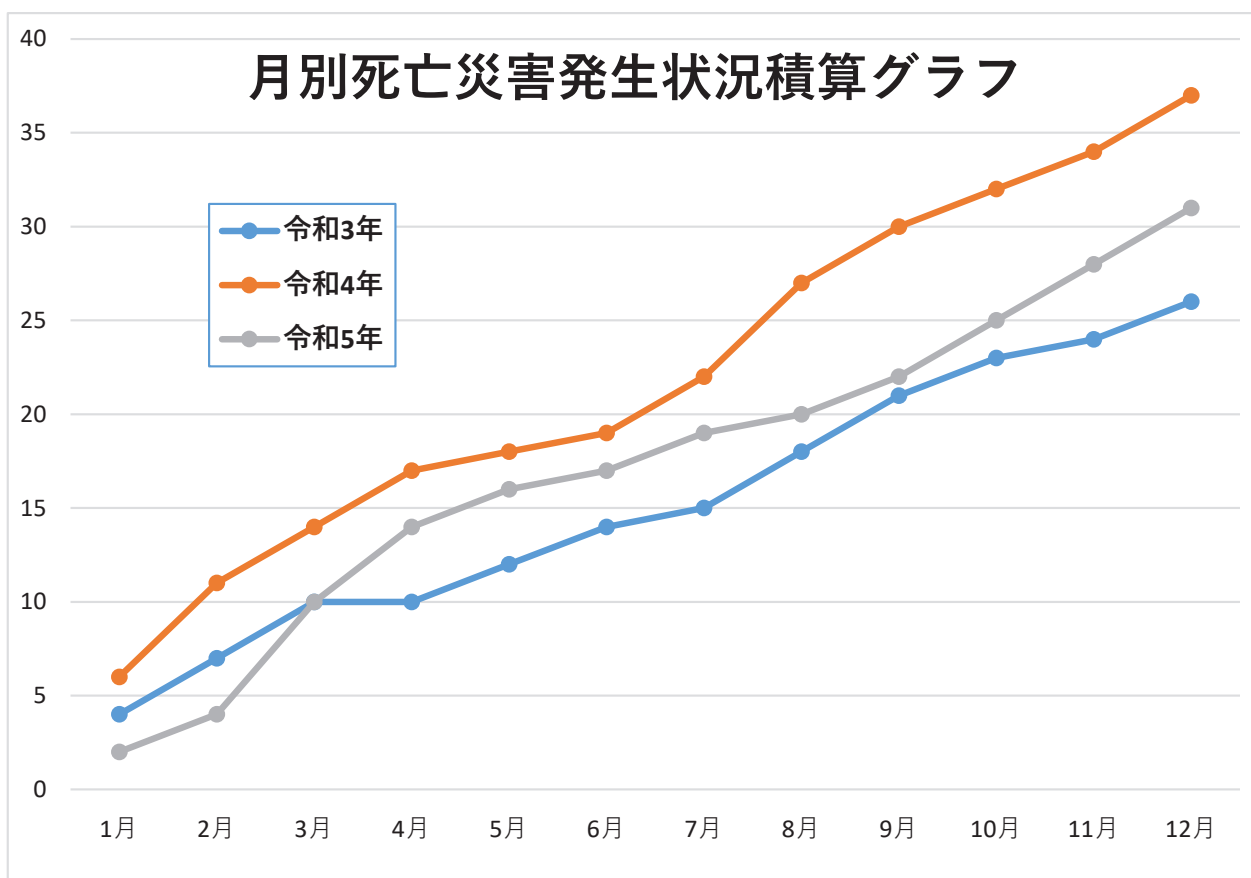
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5.12.4. 2023 9:00	墜落・転落 作業床・歩み板	非常階段の開閉式手摺の左右の高さ調整を行っていた際に、高さ約6.7mの箇所から墜落したもの。
事業場規模 9名以下	業種 建築工事業(木建以外)	70代 鍛冶工 経歴 15年
R5.12.8. 2023 14:00	墜落・転落 掘削用機械	ダンプトラックより転落したドラグショベルの下敷きとなったもの。
事業場規模 9名以下	業種 建築工事業(木建以外)	60代 重機オペレーター 経歴 40年
R5.12.19. 2023 5:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	被災者は原付きバイクを運転して新聞配達をしていたが、バイクとともに倒れているところを発見されたもの。
事業場規模 10~29名	業種 商業	40代 配達員 経歴 20年

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和6年1月10日現在の速報値)

令和5年発生分

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和5年(速報値)	令和4年同時期(速報値)	令和4年確定値
製 造 業	製 造 業		8	7 (2)	8 (2)
	食 料 品 製 造 業			1	1
	化 学 工 業				
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		3	1 (1)	1 (1)
	金 属 製 品		1	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			2	3
内 訳	そ の 他		4	1 (1)	1 (1)
	建 設 業		5 (1)	12	12
	土 木 工 事 業			4	4
	建 築 工 事 業		4 (1)	6	6
内 訳	そ の 他		1	2	2
	陸 上 貨 物 輸 送 事 業		8 (2)	4	4
	商 業		4 (2)	1	2 (1)
内 訳	卸 売 業		2	1	2 (1)
	小 売 業		2 (2)		
	そ の 他				
清 掃 ・ と 畜 業			5		
上 記 以 外 の 事 業			1 (1)	10 (4)	11 (4)
合 計			31 (6)	34 (6)	37 (7)



名古屋東労働基準監督署長

藤原 隆

「襷」

まず、震災をはじめ災害の被害に遭われた方及びその関係者の皆様にお見舞い申し上げます。

今年は、能登半島地震にはじまり、日航機と海保機の衝突事故、北九州市の大規模火災など、年明けから大きな災害がたて続けに起こりました。そうした中、日航機の乗客乗員379人全員が避難できたことは、炎上している映像からして奇跡的だと思う一方、乗務員の方々の日頃の教育・訓練の賜物なのだろうと感じました。

数年前に、元日本航空の機長だった方の講演を聴きました。ヒューマンエラーについての話でした。ここでいうヒューマンエラーとは、「達成しようとした目標から、意図せずに逸脱することとなった期待に反した人間の行動」と定義していました。人間である以上エラーは起こるという前提で、「管理」、「規則」、「機器」、「環境」、「対人」、「本人」という6つの要因を基に、危機管理を行うという内容でした。日本航空がヒューマンエラーを前提とする取組を進めるきっかけは、1985年の123便墜落事故であったとのこと。エラーが起こっても、それをリカバリーしあえるチームづくりを進めたそうです。講演ではヒューマンエラーをチームでリカバリーしきれなかった例として、1977年のテネリフェ空港ジャンボ機衝突事故が紹介されていました。事故原因はいろいろあったのですが、その一つに、航空機関士が滑走路上の他機の存在を機長に進言したにもかかわらず、機長が離陸を中断しなかったとのことでした。

今回の事故では、ヒューマンエラーがあったかどうかはわかりませんが、コックピットと客室との通信ができない状況に陥っていたとのこと。客室乗務員は機長の判断を得られないまま、機長の業務をリカバリーして脱出シューターの使用を決断しました。それが全員避難につながったのだと思います。

話は変わりますが、正月3が日はテレビでニューイヤーマラソンと箱根駅伝を観ていました。汗がしみ込んだ襷をつないでいく姿に感動し、襷渡し直前で繰り上げスタートになり襷が途絶える姿には胸が痛みました。箱根駅伝で優勝した青山学院大学の原晋監督の「青トレ」という本を読みました。青学メソッドというトレーニング法がメインの内容ですが、チームとして重視しているのはケガ人を出さないことだそうです。ケガ人を出さないという思いは、労働現場でも同じです。安全衛生の取組は延々と続く長いコースを走り続けるようなものだと思います。ですから、一人で頑張っても息切れしてしまいます。お互いをリカバリーしあえる体制をつくり、安全衛生という襷をつないでいきましょう。

新年安全祈願祭を開催

名古屋東労働基準協会
総務部会

新年安全祈願祭を1月17日に開催いたしました。

過去3年は感染症対策で会長・副会長・総務部会長による代表参拝でしたが、今回はご案内先を理事・総務部会員にも増やしての開催とし、御来賓の名古屋東労働基準監督署幹部の皆様と合わせ総勢20名での参拝となりました。

神楽殿のご神楽奉納に続いて本宮拝殿の御垣内にて参拝を行いました。その後神宮会館に場所を移し、山本副会長（東郷製作所）、藤原署長から年頭のご挨拶を頂戴いたしました。

ご参加いただいた皆様、ご多忙の中ありがとうございました。



新年ご挨拶（神宮会館）



山本副会長



藤原署長

「はい、こちら企業の労働110番です」。

治療継続中の退職について

河村つぐみ社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門員
社会保険労務士 河村亜実



「はい、こちら企業の労働110番です。」電話は、11月末のある日、がん闘病で休職中の従業員さんに関するご相談でした。

具体的な相談内容は、以下の通りです。乳がんを発症し、抗がん剤治療のため休職中の従業員さんが、休職期間満了を目前に控え、本人の体調・意向により、就業規則に従って休職期間満了と同時に退職されるということでした。

厚生労働省では、治療と仕事に両立支援のためのガイドライン、企業医療機関連携マニュアル、病院での無料相談会など様々なサポート体制を整えてはいるものの、体調が許さずなかなか復職したくても復職できないという悩みを抱えている方が多くいるのが現状です。同時に会社側としても、復職して頂きたいという強い意思があっても、従業員さんの身体がそれを許さないそんな話もよく聞きます。そんな復職できずにやむを得ず退職に至ってしまう従業員さんには、今後の治療と生活について、とても大きな不安を抱えていらっしゃると思います。そこで、今回は退職後健康保険加入、そして闘病中の生活保障について、簡単にご紹介していきたいと思えます。

まず、退職後の健康保険加入については、通常①国民健康保険加入②在職中の健康保険制度への任意継続加入（以後、任意継続加入という。）③ご家族の扶養（扶養に入れる方のみ）という選択肢に分かれます。通常の場合何も考えず①、扶養に入れる方は③を選択されるケースが多くみられますが、扶養家族を抱えていらっしゃる方、高所得者であった方、並びに闘病中の方については、②の任意継続加入を選択されたほうが健康保険料や治療費の削減になることも多くみられます。②の任意継続加入については、保険料については会社負担がなくなるため在職中の健康保険料の2倍となるケースが多いのですが、扶養家族を多く抱えていても支払う保険料は一定（国民健康保険については増加）、また保険料には上限が設定されているという点から、①の国民健康保険料より安くなることも想定されます。①か②の選択肢で迷われている方がいらっしゃるすれば、ご自身の市町村で国民健康保険料を確認してもらったうえで②の保険料と比較のうえで、保険加入を決定して頂くよう推奨してください。また、何も考えずストレートに③扶養を選ばれる方もいらっしゃいますが、実は②でそのまま在職中の保険に任意継続加入された方が、高額療養費の多数回該当制度に該当し、毎月の治療費を大幅に削減できる可能性が高く、任意継続加入して保険料を払ってでも、毎月の保険料・治療費を実質安く抑えられる可能性もあります。（在職時の報酬等により異なる。）退職後の健康保険への加入は、十分に吟味の上ご検討ください。

併せて、闘病中の社会保障については、国の社会保険制度からは、一番活用しやすい在職中からの受給している傷病手当金の継続給付（MAX受給日から1年6か月（暦日）まで）、更に症状が重いケースでは、初診日から最大1年6か月後の障害認定日において障害状態にある場合、障害厚生年金（厚生年金）や障害基礎年金（国民年金）を活用できる可能性があります。障害年金については、労働に著しい制限が必要な場合には障害厚生年金の受給、日常生活そのものを送ることが困難な場合は、障害厚生年金（厚生年金）・障害基礎年金（国民年金）双方の受給が可能になるかもしれません。傷病手当金については、在職中の社会保険加入期間、障害年金については初診日、障害の程度、様々な観点から条件に当てはまるか調べる必要が出てきます。

実際には、こういった制度を活用するには細かな条件がございますが、そういった制度そのものの知識や見聞を増やすためにも是非とも愛知県下各労働基準協会の各種講習をご活用ください。

今回取り上げました健康保険、年金等については一般社団法人名北労働基準協会主催の「労働実務専門講座 基礎法令コース 社会保険研修」（令和6年2月14日・7月10日開催）で概要と事務手続きの解説を行っています。詳しくは、名北労働基準協会のホームページをご覧ください。

令和5年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

愛知労働局安全課

1 死亡災害の発生状況

愛知県内における労働災害による死亡者数は、年間40人台を中心に推移していたが、令和3年に過去最少の26人まで減少して以降、40人を下回る状況で推移している。

令和5年は、令和6年1月4日現在、死亡者数は31人となり、前年と比較して6人の減少となった。

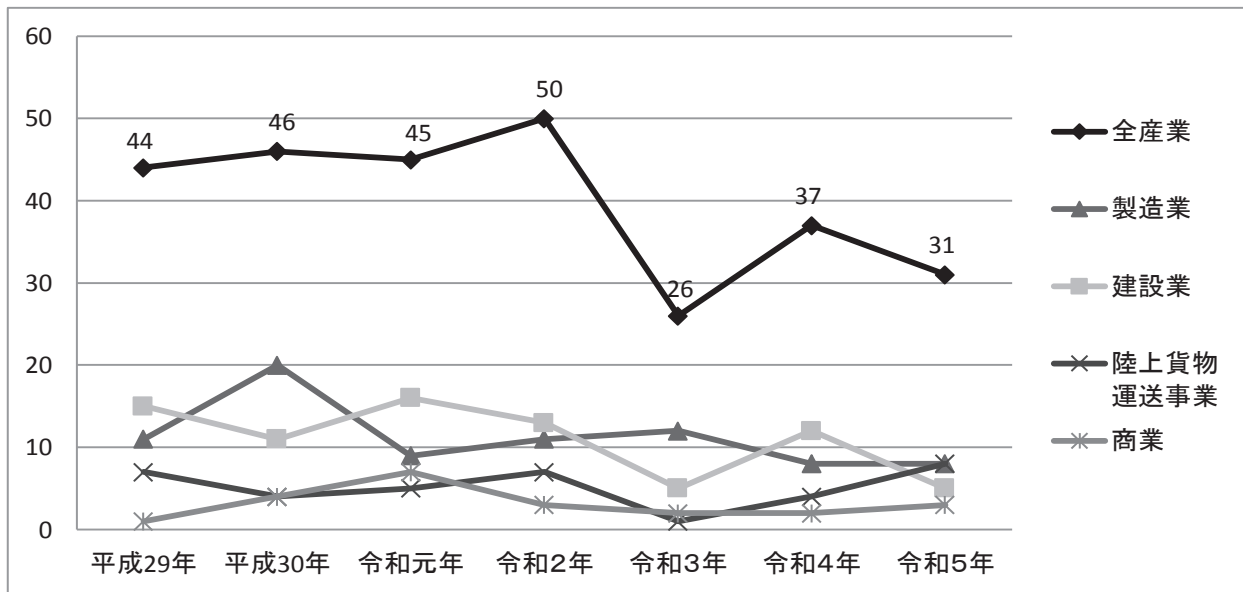
業種別分類で見ると、製造業では前年と変わらず8人であったが、建設業において12人から5人と大幅に減少した。陸上貨物運送業においては2人の増加となった。

(表1)

年		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死亡災害	全産業	44	46	45	50	26	37	31
	製造業	11	20	9	11	12	8	8
	建設業	15	10	16	13	5	12	5
	陸上貨物運送事業	7	4	5	7	1	6	8
	商業	1	4	7	3	2	2	3

(令和5年は、令和6年1月4日現在速報値で未確定、平成29～令和4年は確定値)

死亡災害の推移（グラフ1）

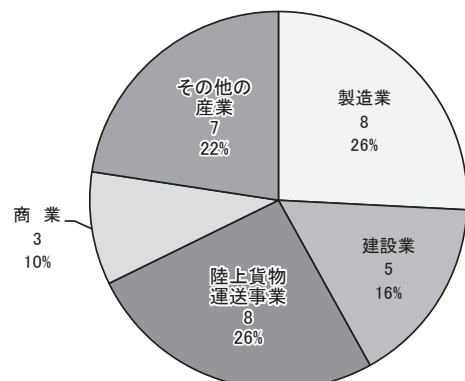


2 業種別死亡災害発生状況

～建設業で減少したが、他の業種は減少せず～

	令和5年 (速報値)	令和4年 (確定値)
製造業	8	8
建設業	5	12
陸上貨物運送事業	8	6
商業	3	2
その他業	7	9
合計	31	37

令和5年 業種別死亡災害発生状況（表2）



令和5年 業種別死亡災害発生状況（グラフ2）

業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり製造業と陸上貨物運送事業がともに8人と最も多く、この二つの業種で52%を占めている。製造業、建設業、陸上貨物運送事業の3業種で全体の68%を占めている。

3 事故の型別死亡災害発生状況

～はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落、交通事故で74%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業
墜落・転落	7	1	2	1	1
交通事故（道路）	6		1	2	2
飛来・落下	2	2			
はさまれ・巻き込まれ	10	4	1	3	
激突され	2				
倒壊・崩壊					
有害物等との接触					
その他	4	1	1	2	
合計	31	8	5	8	3

令和5年 事故の型別死亡災害発生状況（表3）

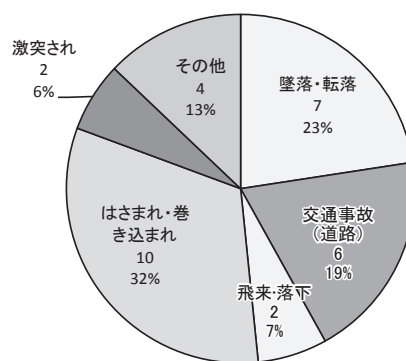
事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、はさまれ・巻き込まれが最も多く32%を占め、次いで、墜落・転落災害が23%、交通事故（道路）が19%の順に発生している。これら3つの事故の型で全体の74%を占めている。

製造業では、従来、機械などによるはさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和5年も変わらず4人と最多となった。

建設業では、従前どおり墜落・転落が多く発生する傾向がみられた。

陸上貨物運送事業では、8人に増加しており、平成29年以降最も多く発生している。うち3人は降車後に逸走した無人トラックと建物に挟まれて死亡していることに注意が必要である。

商業は、墜落・転落1人と新聞配達中の交通事故2人の合計3人となっている。



令和5年 事故の型別死亡災害発生状況（グラフ3）

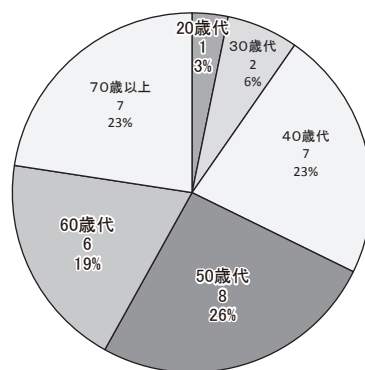
4 年齢別死亡災害発生状況

～50歳代が最多の26%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業
19歳未満					
20歳代	1				1
30歳代	2	2			
40歳代	7	2	2		1
50歳代	8	3	1	4	
60歳代	6		1	1	1
70歳以上	7	1	1	3	
合計	31	8	5	8	3

令和5年 年齢別死亡災害発生状況（表4）

年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、50歳代が最も多く全体の26%を占め、次いで40代と70歳以上が共に23%、60歳代が19%を占めている。40歳以上が全体の90%を占めている。



令和5年 年齢別死亡災害発生状況 (グラフ4)

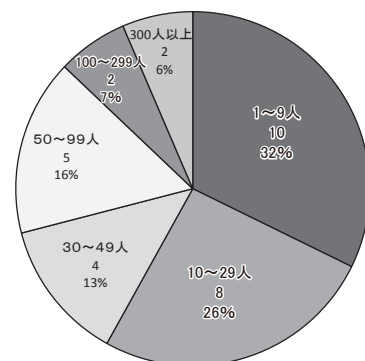
5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で71%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業
1～9人	10	2	4	1	1
10～29人	8	2		3	1
30～49人	4	1	1		
50～99人	5	1		4	
100～299人	2	1			1
300人以上	2	1			
不明					
合計	31	8	5	8	3

令和5年 事業場規模別死亡災害発生状況 (表5)

事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の71%を占めている。特に建設業では中小零細規模の専門工事業者が多いことから、5人のうち4人が事業場規模10人未満となっている。



令和5年 事業場規模別死亡災害発生状況 (グラフ5)

6 経験別の死亡災害発生状況

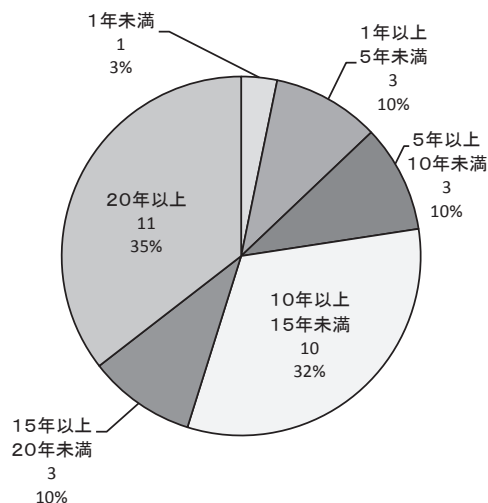
～経験年数20年以上が36%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業
1年未満	1				
1年以上5年未満	3				1
5年以上10年未満	3	1		2	
10年以上15年未満	10	5	1	3	
15年以上20年未満	3		3		
20年以上	11	2	1	3	2
不明					
合計	31	8	5	8	3

令和5年 経験別死亡災害発生状況 (表6)

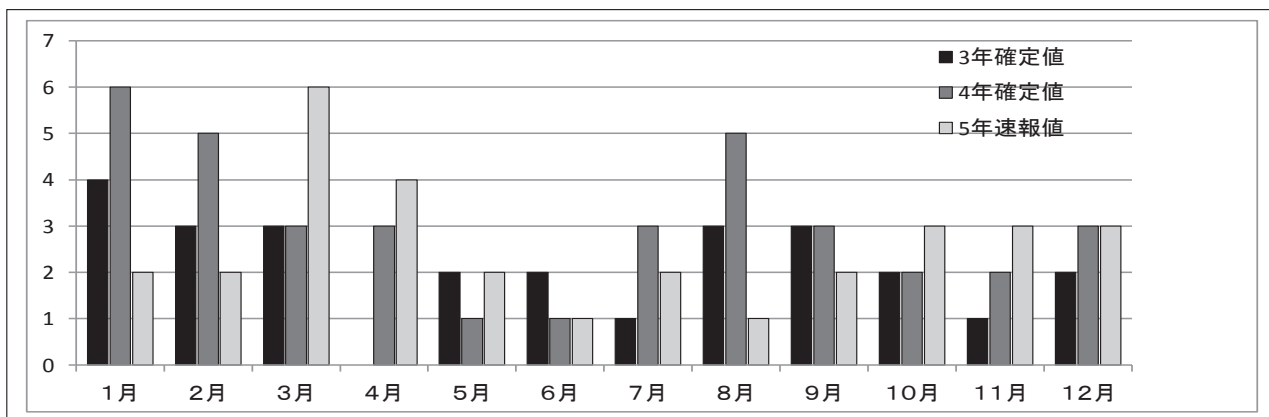
経験別の死亡災害発生状況については、表6・グラフ6のとおり、全産業では、経験年数20年以上で11人と最も多く、経験年数10～15年の10人と合わせて67%を占めている。一方、経験年数5年未満の発生率は全体の13%である。

労働人口の高齢化に伴い、作業に不慣れな労働者よりも、ある程度作業に習熟した労働者、また熟練労働者が被災する割合が増加している。

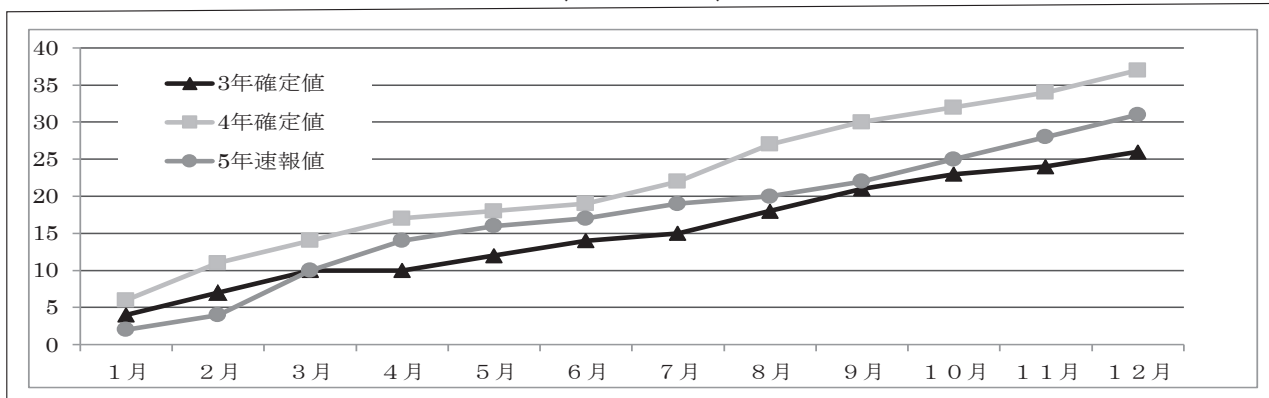


7 月別の死亡災害発生状況

～3月に6人、4月に4人（2か月で10人）と多く発生した～
(グラフ7-1)



(グラフ7-2)



まとめ

愛知労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）では、全業種における死亡者数を、令和9年までの早期に25人を下回ることを目標に掲げるとともに、重点業種目標として製造業で6人、建設業で5人を下回ることを目標としている。

令和6年1月4日現在の死亡者数の速報値が31人であり、全業種目標の達成に向けて中長期的に減少傾向で推移している。一方で重点業種目標である製造業は8人、建設業は5人と、ともに目標を達成することはできなかった。

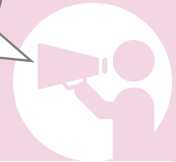
愛知労働局では、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康管理を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現するとともに、今後さらなる死亡災害の減少を目指すため、「安全経営あいち®」の推進・定着を強力に推進することとしている。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ**(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → [厚生労働省ウェブサイト](#) (①)
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → [無期転換ポータルサイト](#) (②)
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → [都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部\(室\)、全国の労働基準監督署](#) (③)



(2023年10月)

申請期限が延長されました！

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

申請期限が延長されました！

業務改善助成金の申請期限について、賃金引き上げ計画を立てて申請いただくもののみ、**令和6年3月31日に延長**されました。

	申請期限	事業完了期限	留意事項
賃金引き上げ計画を立てて申請	令和6年3月31日に延長	・令和6年1月31日までの申請分 令和6年2月28日までに設定いただけます。	・事業完了期限を令和6年2月28日までに設定いただいた場合でも、 年度内に事業完了が見込まれない場合は翌年度に再設定 いただく場合がございます。
賃金引き上げ後に申請(※)	令和6年1月31日まで	・令和6年2月1日以降の申請分 令和6年4月1日～令和7年2月28日に設定 いただけます。	・令和6年4月1日以降に事業完了期限を設定いただいた場合、 交付決定前(令和6年3月31日まで)に設備導入をすると対象外 となります。

※ 事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者のみが対象。

対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**(POSレジシステムやリフト付き特殊車両の導入など)が助成の対象となります。

また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ(90円コース)
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられません。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

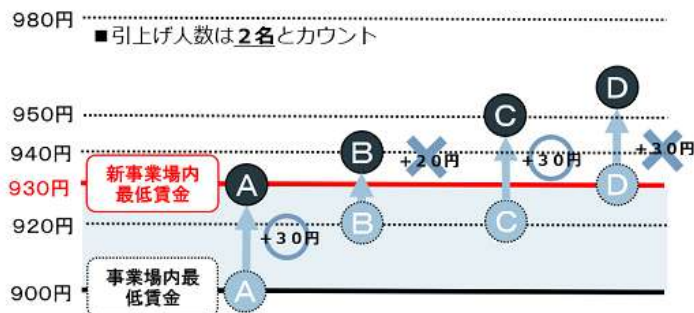
※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
 D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の改善を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

生産性向上のヒント集
（令和5年3月作成）
【PDF形式：31.2KB】
【5.1MB】

生産性向上のヒント集
（令和4年3月作成）
【PDF形式：31.2KB】
【7.0MB】



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの食女出勤があったり、歩行のある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができなかった。

業務概要 原則3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を減らすことと広く考えたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
けいぞうオーダーシステムや自動洗浄・乾燥・飯感検出を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に削減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人で行えるようになった。また、その分、顧客に目が行きやすくなり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き先はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため平日の取り込み・取り出しは手作業と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

業務概要 送迎の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

<導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

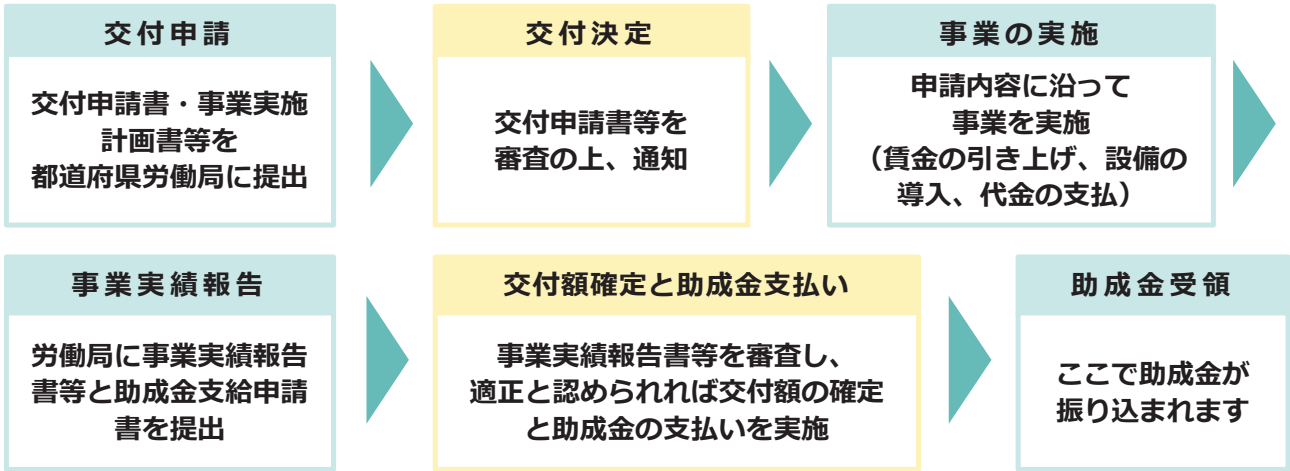
実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号 : 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です

「集团的労使関係（合同労組・コミュニティユニオン） 対応セミナー」開催

愛知県下各労働基準協会

さる12月14日、愛知県下各労働基準協会は名古屋能楽堂（名古屋市中区三の丸）において「集团的労使関係（合同労組・コミュニティユニオン）対応セミナー」を開催。愛知県内事業場の経営者をはじめ、人事・総務・安全衛生部門責任者や担当者、社会保険労務士等の労働専門家211名が参加しました。

セミナーでは、はじめに豊田労働基準協会 三好了専務理事が開講挨拶を行い、続いて石嵯・山中総合法律事務所 石嵯信憲代表弁護士（※）より『使用者と合同労組、コミュニティ・ユニオンを含む労働組合との関係（集团的労使関係）と、団体交渉等実務対応の留意点』と題する講演が行われました。

石嵯弁護士からは「合同労組の定義」「コミュニティ・ユニオンの定義」「合同労組、コミュニティ・ユニオンの紛争の分類」ほか多数の項目について、豊富な資料や裁判例とともに丁寧な解説が行われました。



「集团的労使関係（合同労組・コミュニティユニオン）対応セミナー」
（名古屋能楽堂）



石嵯弁護士



三好専務理事

「求人者マイページ」のご案内

★★★ハローワークへの求人申込みにあたっては、
「求人者マイページ」の作成をお願いしております★★★

求人者マイページとは？

- ◎求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。
- ◎ハローワークインターネットサービスからオンライン上で開設できます。



求人者マイページでできることは？

- ◎求人の申込み、申込後の求人内容の確認・変更、求人募集の停止など
- ◎事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開
- ◎応募の受付（オンラインハローワーク紹介※¹、オンライン自主応募※²）
- ◎ハローワーク紹介による応募者とのメッセージ送受信（面接日程調整、選考結果連絡等）
⇒「求職者マイページ」を開設している求職者に限ります。
- ◎求職情報検索
⇒求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している求職者の情報（氏名、連絡先など個人が特定できる情報は除きます。）を検索できます。
- ◎直接リクエスト
⇒求職情報検索において自社求人に応募してほしい求職者があった場合にマイページを通じてメッセージと応募を検討してほしい求人情報を直接送付できるサービスです。

オンラインハローワーク紹介※¹とは？

- ◎求人者マイページを通じて、ハローワークからオンラインで職業紹介を受けるサービスです。
- ◎求人者マイページ上で、応募者の志望動機や応募書類の確認、応募者との連絡、採否結果入力まで一貫した管理が可能になります。

オンライン自主応募※²とは？

- ◎ハローワークインターネットサービスの求人情報を見て、求職者がハローワークを介さずにマイページを通じて直接応募することができるサービスです。

★ご注意ください・・・！！

オンライン自主応募は、ハローワーク紹介ではないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金（特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金等）は対象外となります。

★★★求人者マイページについてご不明な点は
ハローワーク求人部門にお気軽にお問い合わせください★★★